

東京都板橋区自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱

(平成17年10月1日区長決定)

最終改正 令和3年6月8日

(目的)

第1条 この要綱は、食品の調理加工又は販売の営業のうち自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。ただし、2輪のものを除く。以下同じ。）に施設を搭載し、移動しながら行うものに関し、営業許可の取扱い等を定め、もって食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業車とは、食品を提供する施設を搭載した自動車をいう。
- (2) 営業許可とは、営業車に係る法に基づく営業許可をいう。
- (3) 仕込みとは、食品を営業車内における簡単な調理をすることにより提供することができる状態若しくは形状に調理し、若しくは加工し、又は営業車内で販売できる状態若しくは形状に調理し、加工し、若しくは包装することをいう。
- (4) 仕込場所とは、仕込みを行い、器具等の洗浄若しくは消毒をし、給水タンクに給水し、若しくは食品又は容器包装等を保管するための施設をいう。ただし、営業車内で仕込みを行う場合を除く。

(営業許可)

第3条 営業許可の業種は、次のとおりとし、営業車一台につき該当業種の営業許可を要するものとする。ただし、飲食店営業にあっては、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業を含むものとする。

- (1) 飲食店営業（自動車）
- (2) 食肉処理業（自動車）

2 営業許可については、次の者に対して行うものとする。

- (1) 仕込場所が板橋区（以下「区」という。）の区域内にある者。
- (2) 前号以外の場合であって、申請者（営業許可申請を行う者をいう。以下同じ。）の事務所又は許可を受けようとする営業車の保管場所が区の区域内にある者。
- (3) 前2号以外の場合であって、申請者の住所が区の区域内にある者。
- (4) 前3号のいずれにも該当しない場合であって、主たる営業地が区の区域内にある者。

3 東京都の区域内における営業許可を受けた営業車については、当該許可業種に係る板橋区の区域における営業許可を受けたものと見なす。

4 営業許可の申請は、営業許可申請書（東京都板橋区食品衛生法施行細則（昭和50年板橋区規則第25号）別記第3号様式）に営業の概要（別記1号様式）を添付させるものとする。

5 営業許可の有効期限は、許可書に記載するものとする。

6 営業許可に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業車の構造等については、公衆衛生上支障がないと認められるものであること。
- (2) 仕込場所は行われる作業に応じた営業許可施設であること。ただし、保健所長が当該仕込

場所について営業許可を受けることを要しないと認めた場合はこの限りでない。

(3) 仕込みを営業車内で行う場合にあっては、必要な給水タンクの容量その他の必要な設備を設けること。

(4) 仕込場所は、当該営業に係る仕込みを行うに当たり、支障がない規模等であること。

7 許可書の交付に当たっては、次の事項を行うものとする。

(1) 営業車一台につき、業種ごとに営業許可済であることを表す標識（別記第2号様式）を交付すること。

(2) 標識は営業車の見やすい位置に取り付け、許可書は営業中必ず携帯するよう指導すること。

(3) 許可書には、営業の概要の写しを添付すること。

8 第2項の規定により営業許可を行った保健所長は、営業予定地が区の管轄外にあるときは、当該区域を所管する保健所長に対し、連絡票（別記第3号様式）によりその旨の情報提供を行うものとする。

9 営業の概要に変更があった場合は、その都度当該営業許可を行った保健所長に届け出させるものとする。

（営業車に搭載する施設の構造及び食品の取扱設備の基準）

第4条 営業車に搭載する施設（以下「施設」という。）の構造及び食品の取扱設備の基準は、東京都食品衛生法施行条例（以下「施行条例」という）別表第2の規定によるものとする。ただし、給水タンクの容量は、施行条例別表第2に基づき、別表のとおりとする。

（公衆衛生上必要な措置の基準）

第5条 公衆衛生上必要な措置の基準については、法第51条第2項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第17及び別表第18の基準に従い、営業者が定めるものとする。

2 自動車営業としての特殊性を踏まえ、営業者に対して以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 共通事項

ア 給水タンクは常に飲用に適する水が供給されるよう、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

イ 営業開始の都度、給水タンクへ所定の量の給水を行い、営業終了後、給水タンク及び排水タンク内の水を公衆衛生上支障のない方法により廃棄すること。

(2) 特定事項

ア 飲食店営業（自動車）

(ア) 器具等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。

(イ) 取扱品目及び取扱量は、作業場の規模等に見合ったものとする。

(ウ) 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。

(エ) 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。

(オ) 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。

(カ) 食品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。

イ 食肉処理業（自動車）

野生鳥獣の生体又はとたいを処理する場合にあっては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付食安発1114第1号別添）に留意すること。

（監視指導等）

第6条 営業車の監視指導は、現に営業している地域の保健所に所属する食品衛生監視員が行うこと。

2 食品衛生監視員は、営業車の構造等について不備を発見した場合は、第4条に定める基準に合致するよう適切に指導するとともに、保健所長は、営業許可を行った保健所長に通報する。

3 食品衛生監視員は、営業車における衛生措置について不備を発見した場合は、第5条に定める基準に合致するよう適切に指導すること。

4 食品衛生監視員は、営業車による道路の不正使用、排煙、臭気、騒音、排水等に係る周辺環境への影響等その他において問題が生じることがないように、関係する他法令についても遵守するよう伝達すること。

(手数料)

第7条 営業許可の申請に係る手数料については、東京都板橋区手数料条例(平成12年3月30日東京都板橋区条例第10号)によるものとする。

別表 業種及び取扱いに応じた給水タンク容量

1 業種	2 食品及び食器類の取扱い	3 給水タンクの容量
飲食店営業（自動車）	・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと。 ・単一品目のみ取り扱うこと。 ・使い捨て容器を使用すること。 ・未包装の魚介類の販売のみ行うこと。	約40リットル
	・大量の水を要しない調理を行うこと。 ・2工程程度までの簡易な調理を行うこと。 ・複数品目を取り扱うこと。 ・使い捨て容器を使用すること。	約80リットル
	・大量の水を要する調理を行うこと。 ・複数の工程からなる調理を行うこと。 ・通常の食器を使用すること。 ・仕込みを行うこと。 ・販売する魚介類の加工を行うこと。	約200リットル
食肉処理業（自動車）	・食肉の処理を行うこと。	約100リットル（鹿又はいのししを処理する場合の成獣1頭あたり）

※外部から給排水を直結して営業する場合にあっても、取扱いは搭載するタンク容量に応じたものにする。

付 則

- 1 この要綱は平成17年10月1日より施行する。
- 2 旧要綱（東京都板橋区食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱（平成12年4月24日付区長決定）及び東京都板橋区食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱（平成12年4月24日付区長決定）をいう。以下同じ）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた営業許可、手続及びその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた営業許可、手続その他の行為とみなす。この場合において、当該許可に係る食品衛生法第52条3項及び食品製造業等取締条例第8条に規定する期間は、旧要綱の規定によりなされた許可の期間の残存期間とする。
- 4 旧要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は決定した平成21年5月29日より施行する。
- 2 旧要綱（東京都板橋区食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱（平成12年4月24日付区長決定）及び東京都板橋区食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱（平成12年4月24日付区長決定）をいう。以下同じ）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた営業許可、手続及びその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた営業許可、手続その他の行為とみなす。この場合において、当該許可に係る食品衛生法第52条3項及び食品製造業等取締条例第8条に規定する期間は、旧要綱の規定によりなされた許可の期間の残存期間とする。
- 4 旧要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は平成27年5月18日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成27年10月1日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和3年6月8日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者については、なお従前の例により営業することができる。